

平成 29 年度練馬区食品衛生監視指導計画について

1 意見の募集等

(1) 食品衛生法第 64 条第 2 項（国民等の意見の聴取）に基づくもの

- ① 周知方法 ねりま区報（1 月 11 日号）および区ホームページに掲載
生活衛生課および生活衛生課石神井分室での配布
区民情報ひろばでの閲覧

② 意見募集期間 平成 29 年 1 月 11 日から 2 月 1 日まで

(2) 練馬区食品衛生推進員会議での意見交換

平成 29 年 1 月 26 日（木）に開催。出席者 11 名。

2 区民等からの意見の概要および区の考え方

※意見に対する対応

- A：意見を計画案に反映させたもの
B：計画の実施の際に、参考とするもの
C：計画案に趣旨が記載済であるもの
D：今後、検討を行うもの
E：上記以外のもの

(1) 意見募集による意見数 1 件

	ご意見	区の考え方	該当箇所	対応※
1	<農薬等について> ・学校給食には、無農薬、有機栽培の食品を出すように定めてほしい。 ・練馬区内の農家で、無農薬、有機栽培の作物を作る農家には、補助金を出すように定めてほしい。	ご意見を関係部署へ、参考送付いたしました。	P 3 I 1. (4)エ 残留農薬等対策	E

(2) 食品衛生推進員会議での意見数 2 件

	ご意見	区の考え方	該当箇所	対応※
1	<区民への情報提供等について> ・まな板の使い分けなどの衛生管理の基本的な知識について、一般消費者向けにも普及啓発を行ってはどうか？	現在も、講習会や区ホームページなどで、一般消費者向けに食中毒防止の衛生管理について、周知を行っております。引き続き、内容を工夫しながら普及啓発に努めます。	P 5 III 1. (1)ア 区民への情報提供等・媒体による情報提供	B

2	<p><自治指導員について></p> <p>・食品衛生協会は、自治指導員による巡回指導や、保健所と協力して衛生管理の向上についての情報提供を行っているが、活動内容はあまり知られていない。</p>	<p>食品衛生協会の自治指導員による巡回指導を通じて自主的な衛生管理を推進する旨や、食品衛生実務講習会を食品衛生協会と共催で実施している旨を記載します。</p>	<p>P4 I 3. (1) 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進・技術および情報の提供</p> <p>P6 III 1. (2)イ 食品衛生実務講習会</p>	A
---	---	--	--	---

3 計画案からの変更点（下線部が変更点）

	該当箇所	変更前	変更後
1	P1 I 1. (1) 年間実施予定	13,199 件 (平成 28 年 9 月末現在)	<u>13,162 件</u> (平成 28 年 <u>12 月末</u> 現在)
2	P4 I 3. (1) 技術および情報の提供	自主管理の技術および情報について、食品衛生推進員や食品衛生協会の自治指導員を通じて食品等事業者に提供し、自主的な衛生管理を推進します。	自主管理の技術および情報について、 <u>食品衛生推進員などを通じて食品等事業者に提供することや、食品衛生協会の自治指導員が、巡回指導の一環で店舗等の点検や簡易検査を行うなど、関係者の協力を得ながら自主的な衛生管理を推進</u> します。
3	P6 III 1. (2)イ. 食品衛生実務講習会	食品衛生責任者を主な対象として、最新の食品衛生知識や自主的な衛生管理の推進に関する事項を提供するため、食品衛生実務講習会を実施します。	食品衛生責任者を主な対象として、最新の食品衛生知識や自主的な衛生管理の推進に関する事項を提供するため、 <u>食品衛生協会と共催で食品衛生実務講習会を実施</u> します。

4 監視指導計画（別紙）の公表

3月下旬 生活衛生課で配布。また、区民情報ひろばに配置。

4月1日 ねりま区報および区ホームページに掲載。